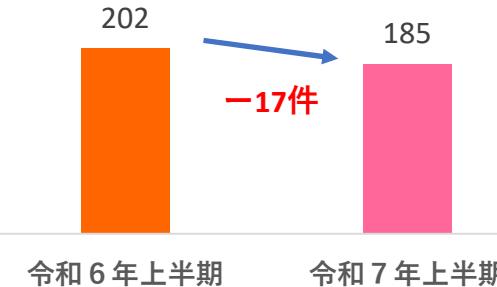


【警察庁】学校等におけるいじめ問題への的確な対応について

いじめに起因する事件

検挙・補導件数

※暫定値



学校がいじめについて警察に

相談・通報した件数

※文部科学省調べ

+699件

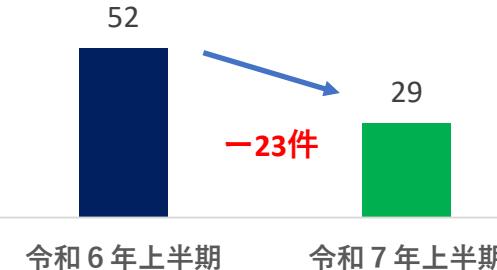
2,573 → 3,272

令和5年度 令和6年度

いじめ事案におけるインターネット

利用事案の検挙・補導件数

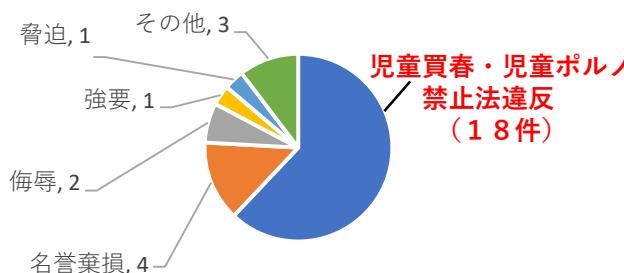
※暫定値



令和7年上半期インターネット利用いじめ事案

罪種別検挙・補導件数

※暫定値



◆警察対応の基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場等における対応を尊重しつつも、**事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童・生徒や保護者の意向、学校等における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。**

(※) 学校と日頃から緊密な連携を図るため、次のような取組を実施

スクールソーター制度

※44都道府県 約830人配置 (R7.4.1現在)

警察官OB等の非常勤職員を警察署等に配置して、担当する学校への訪問活動（必要に応じて常駐）を行い、校内の巡回、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言などを通じて、学校との緊密な連携を図る上での架け橋となっている。

学校警察連絡協議会

※全都道府県 約2,400協議会を設置 (R7.4.1現在)

いじめ問題を始めとした非行防止等について情報交換の上、具体的な協議を行う場として、警察と学校で連絡協議会を設置している。